

## 令和2年度第1回福岡県行政改革審議会

- 1 日時 令和2年10月23日（金） 9時28分から12時45分
- 2 場所 福岡県庁行政特9会議室（県庁行政棟10階）
- 3 出席委員 13名
- 4 会議次第
  - (1) 行政改革大綱の実施状況報告
  - (2) 行政評価の仕組み、外部評価の進め方
  - (3) 外部評価
- 5 議事

事務局：定刻には早いのですが、皆さんお揃いなので、ただ今から令和2年度第1回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。

本日新しい任期での第1回の審議会でございますので、まず本日出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

（委員紹介）

事務局：本日、片峯委員、利島委員からはご欠席のご連絡をいただいております。また皆様の辞令につきましては、机の上に準備させて頂いておりますのでお持ち帰りいただきますようお願いします。それでは、開会に先立ちまして、行政経営企画課長の上田の方からご挨拶申し上げます。

課長：行政経営企画課長の上田でございます。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。また、改めまして行政改革審議会の委員のご就任を御承諾いただきまして、厚く御礼申し上げます。座って、失礼いたします。行政改革審議会の委員の意見をもとに、平成29年に策定いたしました行政改革大綱は、現在計画の4期目4年目に入っております。県民サービスの視点に立った行政サービスの向上や、効果的効率的な業務の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などの改革事項に鋭意取り組んでいるところでございます。例年3回行なっている行政改革審議会につきまして、今年度は新型コロナウイルスの影響もございましたので、今日含めて2回を予定させていただいております。

内容といたしましては、現在取り組んでいる行政改革大綱の進捗状況のご報告と県で実施している主要な事業に対して、委員の皆様からのご意見をいただき、事業の見直しにつなげていく外部評価を実施する予定でございます。

本日は令和元年度の行政改革大綱の進捗状況を報告させていただきました後に、外部評価を実施させていただきたいと思っております。県の事業をよりよいものとするために委員の皆様のご積極的なご意見をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、福岡県行政改革審議会規則2の規定に基づき、会長、副会長の選出を行いたいと思っております。事務局の案を説明させていただきます。前回の行政改革審議会において、会長、副会長を務めていただきました利島委員、辻委員に引き続き、会長、副会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、引き続き利島委員、辻委員に会長、副会長をお願いいたします。お手数ですが、辻副会長は副会長席にご移動をお願いいたします。

事務局：本日の審議の公開についてですが、昨年同様会議は原則公開といたします。

それでは、その後の議事につきまして、利島会長がご欠席のため、辻副会長をお願いしたいと思います。なお、今回の審議会におきましては、業務の効率化の一環として録音した音声を自動的に書き起こす会議録作成システムを使用させていただいております。御発言の際はお手数ですが職員がお渡しするマイクをご使用いただきますようよろしくお願いいたします。また新型コロナウイルス感染拡大防止予防の観点から委員使用のマイクはご使用ごとに消毒させていただきます。それでは、辻副会長よろしくお願いいたします。

副会長：よろしくお願いいたします。録音なので、発言する前に自分の名前を言っていただいた方が後で取りやすいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、本日の審議に入ります。

事務局：本日の議題はお手元の配布の次第のとおりです。

副会長：まず事務局の方から説明をお願いします。

事務局：本日はまず行政改革大綱の実施状況についてご報告させていただきます。その後、外部評価として、6つの事業について御審議いただきたいと考えております。最初は行政改革大綱の実施状況報告でございます。資料2をお願いいたします。行政改革大綱の実施状況について行政経営企画課から報告させていただきます。

(県側説明) 行政改革大綱実施状況報告

副会長：それでは、ただいまの説明につきまして、皆さんの方から何かご意見、ご質問を

お願いします。いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。丁寧なご説明ありがとうございました。少しだけ伺いたいのですが、確かにこの計画期間は5年間となっているのですが、ここ1年でもかなりいろいろな社会や業務の状況が変わっていると思います。それで毎年の対応で、フレキシブルに考えなければいけない部分とか、新たに追加で含めていかなければいけない部分がかかなり早急な形で出てきていると思うのですが、そういった柔軟な対応、新しい動きにキャッチアップしていけるような取り組みということで何か工夫されておられることがありましたら教えていただければと思います。

県側：この後ですね、外部評価の時にも説明させていただくのですが、働き方改革の推進の一環として、在宅勤務の取組みを進めるためにですね、モバイルワークを導入しております、そのモバイルワークは大綱上、かなり範囲を絞ったような形で、育児、介護を行っている職員を対象として導入するというにしていたのですが、やはり、今年コロナウイルスの影響で出勤できないというような状況もございましたので、もともと90台だけ端末を導入しようとしていたものを補正予算で2回組みまして、1,000台追加で導入するという取組みも行っております、大綱に書いてあること以上に対応が必要なものについては、臨機応変に対応させていただいているところでございます。

委員：具体例を挙げていただきまして、ありがとうございます。私が少し気にして、お話しさせていただいた趣旨としましては、おそらく個別の部署でそれぞれ考えて対応していただいているのだと思うのですが、県全体、県政全体としてそういう新しい大きな動きがあった時に、うまく働きかけて、皆が同じような課題を持っている可能性がありますので、その場合には連携して、効果的に対応ができるような体制への工夫をぜひ今後もしていただければと思います。よろしく願いいたします。

副会長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございます。今回初めて参加するので、基本的なところの質問でよろしいでしょうか。改革事項で4つの改革の柱ということで挙げてありますが、もともこの4つの改革の柱を上げた理由というか、行政改革っていうのが何のためにやるのか、というのは少し乱暴な質問かもしれませんが、もともと今回の行革大綱はどういう課題があって、具体的に何を变えるために、もしくは改善するためにやられるのか、そのこととこの4つの改革の柱っていうものの関連性がどうなっているのか、と申しますのが、行革はもともとずいぶん昔から言われてきたことで、やっぱり1つ財政逼迫とがあって、できるだけ効率的な行政を進めていこうっていうのが、元々行革を始めた出発点で、その時しきりに言ったのが事業の見直しであったりとか、人員の削減であったりとか効率性だったりとか

か、そういうようなことを目指して、それぞれの自治体が行革に取り組んできたと思うのですが、行革の考え方自体、目指すべきところがやっぱり随分変わってきたのかなと。これから少子高齢化がどんどん進んでいきますし、人口減少も進んでいくし、住民のニーズも多様化していくし、財政は逼迫してくるというような状況になってきて、随分これから社会の状況が急速に変わっていくという中で、行政がどうあるべきか、県という行政の立場と市町村は全然違うと思うのですが、この行革大綱をやられている出発点、そういうところはどこにあるのかということ、抽象的な質問で申し訳ないですけど、答えられる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いします。

県側：行政改革大綱自体は以前から何度も作成して、実行してきております。今、委員からご指摘ありましたように、当初行政のスリム化といいますか、人員の削減であるとか、そういった部分が確かに中心的な内容であったと思います。実際、平成11年度以降ですね、かなりの職員数の削減と、アウトソーシングと、そういった業務の見直しを含めて行っております。一方で、社会情勢はどんどん変わってきておりますし、そういったものを勘案して、前回の行革大綱を作った際の4つの柱として、その時点での状況を踏まえた柱建てということで、「県民ニーズに叶った行政サービスの提供」とか、「多様な主体との協働」こういったものは、以前はあまりなかったような項目だったと思うのですが、そういったものであるとか、「ワーク・ライフ・バランスの推進」といったものは時代の変化に併せて、項目を立ててきたというようなことになろうかと思えます。この計画は来年度までになりますので、再来年度からまた新たな行革大綱を考えていくことになるかと思うのですが、来年度のこの審議会において、今度の大綱ではどういう柱建てがいいのかといったことで、いろいろご意見をお伺いしていくことになるかと思えますのでよろしく願いいたします。

委員：その時々、状況に合わせたところで改革事項を設定されているということだと思うのですが、考え方とすれば、基本的に時々の県民ニーズであるとか、職員のモチベーション、働き方であるとか、そういうところに焦点をあてられたということですけど、財政的なところの目標とか評価とか、そういうところとのひも付きはないでしょうか。

県側：財政的な部分につきましては、今回の大綱ですと、4番目のところですね、歳入歳出の改革の内容になっておりまして、この中で特に、財政面での改善を図るようしております。併せて財政改革プランは、財政当局の方で作成をしておりますので、それに沿って、財政の見直しについては行うようしております。

委員：財政的な、例えば、中長期の財政計画があって、それを実現するためのプランという、そういうような位置づけになるということですね。

県側：財政改革プランは、同じ5年間のスパンで計画を立てておりますので、これにつ

いても、おそらくまた次の計画を立てるような形になろうかと思っております。

委員：ありがとうございます。

副会長：メンバーが半分以上変わりましたし、それから私もそうだけど、過年度委員だった者からしても、一度行政改革大綱の全体の大きな流れといいますかね、骨格とそれから県の主な計画のどこに位置付けられているかというのを、今日は間に合わないですけど次回冒頭でも少し整理をして説明していただいた方がいいのではないかと思います。説明もありましたが、来年度からこの見直しといいますか、大綱の改定に入りますので、その中で改めて今までの計画の中身と進捗状況については見直すことに、その時深い議論をしていくと思うのですが、まず、今年度の作業を進めていくにあたってですね、来年度に考えるにしても、そのことは理解できないと厳しいので、私もこれを機に少し、反省してみたいので、そのところはお願いします。ちなみに昔ですね、実施状況の報告というのはなかったんですよ。ただ、議論した後どうなったかもわからないので、実施状況がどうなったかをちゃんと確認しようということで、最近始まって、事務局の良い心がけなんですけど、ゼロのところをやったので本格的な議論には耐えられることになっていないし、それから時間も非常に短い設定なので少しは進め方も考えなきゃ駄目なのかなとは思っています。そこを考えながら、次回の冒頭で少し補足していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

委員：説明ありがとうございました。1点の質問と、1点は意見といいますか、要望といいますか、先ほどの他の質問に少し関連するんですが、まず1点の質問は7ページの本庁組織の見直し、人事課内に内部統制室を設置したということですが、私の不勉強で申し訳ありません。具体的に内部統制室はどのような目的で設置をされて、どのように行革と絡めて機能させていかれようとしているのかということを教えて下さい。それから、もう1点といいますか、大きく2つあるのですが、1つは先程の御質問とやりとりに関連してですが、この行革大綱を決めた時点から、とりわけ今年度に、昨年度末からですね、私たちは予想もしなかった経験したことはないコロナという状況に入ってきて、全国の自治体が劇的に今変化を余儀なくされていると言いますか、そういう状況だと思うんです。行革大綱は5年間ですから途中でガラッと見直すのとは無理だとは思いますが、もう一つはその先程他の委員もおっしゃった、この働き方改革が1つの柱になって、そのことでいわゆる職員の働きがい、やりがい、この環境を整えることでさらに県民サービスを向上させていこうと、表裏一体のですね、これはどこの事業所でもそうだと思うんですが、ところがコロナの状況で私どもが聞いている範囲ですと、とりわけ最前線に立っておられる保健あるいは福祉、自治体ではその医療局も含めた様々な職場で、とても日常業務との併用ができないと言いますか、県に置かれても、対策本部を設置されて、多い時には百数十人の体制で外部から寄せてやられ

たと思うのですが、そのことによって、日常やらなければいけない業務も申し訳ないですけど、おろそかにはなっていないと思いますが、大変それぞれに負担が相当かかっておられる。そして、時間外勤務も100時間を超える職員が相当、4月以降ですね、出たと。中には200時間を超える残業の方も、土日もなかなか休み取れないという方もいらっしゃったという報告を県も含めて受けて、市町村などからも報告を受けておまして、そして4年連続災害対応ですね、行革大綱5年間ですから、なかなか中途に見直すというのは、行革大綱の中で議論するのは難しいと思うのですが、来期5年目に向けて、さらにはwith、ポストコロナということで考えると、少し中長期の行政施策を打つ必要があると思いますので少しそういったところも今度やる必要がありますが、将来を見据えた県行政のあり方という点では論点の1つとしてなってくるのかなと。今はその働き方改革が実践したくても実践できない状況もあると聞いておりますし、組織が今、いい意味での縦割り行政と横の連携と、悪い意味で言うと、なかなかフレキシブルに先ほど他の委員もおっしゃっていますが、対応できませんから、そういったところを、少し加味した議論が必要なのかなというのが1つです。それから、もう一つは先ほど、今度のコロナ禍の対応におきましても、全国の自治体の財政力によって県民や市民、町民、いわゆる住民に対する行政として、ケアの仕方かなり差が出ているんですよ。独自に何かを施策を打てる財政的に少しでも、余力があると言いますが、委員が言ってあったところがそこを活用しながらとかやっておられますし、それから、現在もすでに税収の落ち込みですね、経済の状況であります、先に労働局の地方労働審議会ですら少し議論もさせていただいたんですが、有効求人倍率もギリギリ1、県内でも地区によっては1より悪い状況になってきた。新卒者の就職見込みも非常に来年厳しいと、そこに加えても完全失業率は7ヶ月連続で増加をして3%、とうとう200万人超えたと。とりわけ非正規と言われる方が、女性にそのしわ寄せって言い方は正しくないかもしれませんが、そういう状況になっている。更に細かく見ていきますと、このコロナ禍で国や行政が様々な施策を打って、事業者の支援やフリーランス含めた個人の方への支援を打っていますが、自助努力ではどうにもならない今のいわゆる雇用調整助成金や持続化給付金や個人に対する休業保障だけでは耐えきれないと。とりわけ事業主の都合による離職っていうのがここ3ヶ月ものすごく増えてきている。その中で県民の暮らし、地域をいかに支えていくのか、小川知事よくおっしゃっておられますが、この福岡の地において子を産み育て、老後までしっかりとこの福岡県の中で働きながら、生涯しっかり幸せを感じてもらいたいと施策でいくと、本当に今劇的に状況は変わってきていますので、財政面も含めて、しっかり議論していかないとなかなか厳しいのではないかと思います、すみません本当は今日ここで議論すべきことじゃないかもしれませんが、そういった施策を

様々打っておられるのは聞いておりますが、行革と並行して打っておられる政策なども少し報告いただくと、この行政改革、来年度までの5年間と次期作っていかねばならない行革大綱なり、県としての中長期的な総合政策の議論に少しでも私たちが寄与できるのかなと思ひまして、長くなりましたが、そういう思いで発言をさせていただきました。よろしく申し上げます。

副会長：それでは事務局お願いします。

県側：人事課です。宜しくお願いいたします。まず内部統制室ですが、令和元年度、内部統制制度が導入されるということ踏まえて、この内部統制室という室を人事課の中に課内室として設けております。会計制度の棚卸しですとか、そういったことを通じて、事務の効率化あるいはその事務のミスとかですね、そういったものを少なくしていくと、合わせてその職員の服務的な部分ですとか、例えば、飲酒運転の撲滅だとかですね、そういったところも浸透させていくということで今、この室が中心となって取り組んでいるところでございます。

県側：委員からご指摘いただきました、コロナや社会情勢の変化を踏まえて、それにしっかり対応していくべきじゃないかという、ご指摘ももっともかと思うんですが、行政改革大綱につきましては中長期の計画として作ってございまして、平成29年に前回策定いただいた時も約1年間御議論をいただいて作ってきたものになりますので、短期的にコロナに対応して、どういった施策を打つのかというところは県の中にコロナ対策本部とかありますので、そちらの方でやらせていただいているという役割分担になるんですが、ただ、おっしゃるとおりコロナを踏まえて、県民の生活様式ですとか大きく変わっておりますし、行政に求められる姿っていうのも変化があると思ひますので、そういった点を、新しい令和4年度からの次期行革大綱にしっかり反映していただければと思ひますので、そういったところでもですね、本格的な議論は来年になるんですが、こちらの中で適宜、我々のほうから御報告させていただいて議論の中に盛り込んでいただければと思ひます。また、県としてコロナ対策で、どういった政策を中長期的に進めていくのかの指針につきましては、一方で総合計画というものも、福岡県で作ってございまして、そちらはまた別の企画部の方で作っているものになるんですが、相互に関連する計画になってございまして、次回の時にですね、総合計画との関連とかも含めてご説明させていただければと思ひます。

副会長：重要な点を幾つか指摘いただいたと思ひます。内部統制室というのは一般的には、カタカナでコンプライアンス重視で作っているところで、いたずらにカタカナを使わないってことで内部統制室ということにして、何やっているのかということ、かえって逆に、警戒感を呼んだかもしれませんが、でもコンプライアンスということで、法令順守で、しかも人事課の中において実効性を持たせてしっかりやりたい、こういう趣旨じゃないかと思ひます。それからコロナの部分につ

いては、結構重要な指摘で、今答弁があった通り、全体の中でどう対応しているかというのを次回、計画の中で少し位置づけて、その中でこの中で説明してもらおうことと、それから県のどこかでしっかり説明してくれるところ、これを分けて欲しいんですが、他県なども見た感じで言うと、コロナに関してはですね、まさに直接の担当で極めて忙しくなっているところと、それから経済活動、社会活動止まりましたので、それに合わせて比較的余裕のある部署と両方混在しているんです。それがトータルに見てどこの部署が極めて忙しくて、どこが余裕が出てきているかっていうのがやっぱり、まだ必死に対応している状況なんでしっかり把握できていないところなので、これがその次回の審議会までなのか、次の行革の議論をするときか分かりませんが、やっぱり1度、このコロナ対応で結果的にどこが非常に忙しくて、どこが逆に活動が止まった結果、比較的余裕があったのかということについては、ちゃんと総括する必要があるんじゃないかと思います。それで、それに合わせて次期計画を考えた上でも、短期はともかく、中長期にですね、今回のコロナ対応の一時的な対策というよりも、これでデジタル化その他が加速していった時に、どこをどう強化しなきゃ駄目でどうというような職員体制になっていくのかということについては、まさにIT化、デジタル化、クラウド化の中で、自治体や国の役割も今大きく変わろうとしているので、それを見据えて、長期的な観点から、これもしっかりある程度県の現状を見せながら議論していくと、ここの部分については、今回この2回の中で難しいと思うんですが、今後、やっぱりこれはまさに行革の柱中の柱なので、ぜひ議論していただきたいと思います。それから多分ここは行革なので、財政の問題もあまりやらないとは思いますが、私の聞いている限りではですね、コロナ対策については、すごくお金がかかっているのですが、個々の自治体では対応できないということで、基本的には国が出動して国が比較的潤沢に、やるべき事業のお金は出していると聞いていますので、国の想定しているメニューをやっている限りは比較的回っていると、都道府県の方も市町村の方も聞いております。例外は東京都で、東京都は財政調整基金もたくさんありましたので、東京都だけちょっと、GO TOの時も別の理由で色々ありましたけど、他のところは国のメニュー通りやれば、一応消化できていると聞いています。それが単独で上乗せをちょっとでもしていると、その費用がずっと響いてくるので、その部分については県というより市町村で色々、工夫されていたり苦しめられたりしているという話を聞いていますが、その部分が全体的にどうなるかは、行革の問題よりも財政の問題ですけど、一応4つ目の柱とかにも少し入っていますので、ざっくりどういうふうになっているかが次回の時でも少し、現時点で見通せればそれに越したことはないと思います。ただ、今動いている時なので、無理に進捗調べをすると、働き方改革に逆行するかもしれないので、しかし、ある程度必要なもので、どういう資料の出し方が

できるのか、ぜひ工夫してほしいと思います。よろしいでしょうかね。その他いかがでしょうか。

委員：前回までの実施状況の振り返りというところで、先ほど副会長がおっしゃったのですが、今までこの振り返りがなかったということも踏まえると、今実施中それから一部実施中というところで、いろいろ記載事項を見ていると、既に見直しを行っているであるとか、いろいろなことも設置が済んでいるという記載が、たくさんある中で、まだ実施が進んでいないところもあるとすれば、例えば、次の振り返りの時でも構わないかなと思うのですが、実施中とそれから今後、手を加えていかないといけない、つまり残っている課題についても、抽出して記載をしていただくと、よりほかの委員の方も、今後議論を深めていくんだということが、よりわかりやすいのかなと思いましたので、これは私の個人的な意見です。以上です。

副会長：事務局いかがですか。

県側：こちらで毎年、実施状況をまとめさせていただいておりますので、次回になると、今一部実施中となっているものですか、検討中となっているものも、多少実施中の方に動くかと思います。私が今日御説明を実施した中で、主要なものをご説明させていただき感じになったので、一部実施中になっているものとか、検討中のものに焦点を当ててですね、御説明させていただきたいと思います。

副会長：現段階で工夫できるところは工夫していただいて、あと、本格的に次期大綱の時に、どういう進捗をしたら一番良いのかということ、しっかり反映させていきたいと思います。よろしいでしょうかね、それでは最初の議題については、ここまでとしまして、次は本題の外部評価に入ります。まず外部評価に関して、行政評価の仕組みとか外部評価の具体的な進め方ですね。これについて、初めての委員もおられますので説明をお願いします。

(県側説明) 行政評価の仕組み、外部評価の進め方

副会長：それでは、ここのところ去年と同じですね。初めての方もいらっしゃるで、いかがでしょうか、御質問、御意見がありましたら、お願いします。よろしいですかね、それで、18分ですけど、事業によってメリハリをつけながらやっていきたいと思いますので、20分位を目安に進めていきたいと思います。それでは、外部評価を始めます。進行は事務局の方でお願いします。

事務局：まず県庁モバイルワーク推進事業についてでございます。行政経営企画課から説明させていただきます。

(県側説明)

## ① 県庁モバイルワーク推進事業

副会長：ただいまの説明につきまして、皆さんのほうからご意見ご質問をお願いします。

委員：ご説明ありがとうございました。質問とコメントをさせていただければと思います。非常にこれから重要になってくる環境整備になろうかと思えます。事業の成果指標のところですが、生産性が向上した事業数という形で指標が設定されています。先程の事業スキームの中で少しご説明があったと思うのですが、ここで成果指標としてみた生産性が向上したという内容ですね、どういう基準で生産性を向上したと判断しているのかというところ、指標の設定の仕方の趣旨として説明をいただきたいと思えます。あわせて、これは業務単位で導入という形で業務数として出ているのですか、先ほどのご説明で有効性・効率性のところでは職場の数でお示しいただいています。ですので、これは事業数だけでは見えにくくて、実際にその事業をやっている職場がいくつあって、それでこの有効性の数字ができてきているのかというところは追加でご説明をお願いしたいと思います。今後の見直しの方向についてですが、既にコロナウイルス対応で合計1,000台まで端末を増やして手厚く対応できるようになっているといったご説明をいただきました。おそらく、これで足りているという状況ではないのかなと推測致しますが、今、この1,000台でどのくらいモバイルワークを向上させたい業務の中で対応ができているか、何割程度の方が1,000台で対応できているのかというところをわかる範囲で構いませんので追加でご説明をいただければと思います。あと一点コメントですが、モバイルワークはどこも手探りで、コロナで対応を進めてきているところで、まだ十分なところまでできていないことは承知の上でございますが、このモバイルで仕事をするような、リモートスタンダードになっていくためには、元々の業務のあり方自体をモバイル対応な形に変えていかなければ対応できないわけですし、典型的なペーパーレス等のことをしっかり合わせて進めていくということが重要になるかと思えます。色々ところでやっていただきたいのですが、例えばこのような会議の資料をペーパーレスでやることができないうか、例えば環境省の会議などではみんなもうタブレットなんですね。そのようなことも一つできるでしょうし、あとは先程、会場の入口でありました旅費の支給手続きですが、印鑑がいる手続きになっていましてペーパーベースでやっています。それで大変恐縮ですが、私はたくさんの国と地方の会議に出ています。携わっている中で押印でやっているのはここだけです。国も地方制度調査会でもペーパーレスでサインもいない状況になっていますので、このあたりもぜひ加速していただいて、上手くこのリモートワークの環境の中で職員が仕事ができる、業務の効率化が図れる体制をぜひご検討をお願いしたいと思います。

県側：ご意見いただきありがとうございます。まず一点目の具体的に生産性が向上した

ということを、どのように図ったのかということですが、所属に対して調査を実施いたしまして、関係機関との連絡調整にどれだけ活用されたかや、帰庁後の事務作業の時間の削減にどれだけ活用されたか、あるいはこれによって質問への迅速な対応というのがどの程度進んだのかといったことについて調査を実施しまして、その結果を踏まえて判断させていただいている次第でございます。また、二点目の23の業務と26の職場の違いですが、23の業務につきましてはモバイル端末の活用が馴染むというように判断しまして、例えば農業の普及指導や企業誘致、観光物産のPRや、森林土木・農村整備事業における工事の施工管理といった、業務のカテゴリーごとに向いている業務を選定した次第でして、それを実際にそういった業務を行っている所属、例えば農業普及指導であれば久留米の普及指導センターも京築の普及指導センターも行っていますので、そういった所属単位で調査を実施しまして、その結果、有効性で話したところが職場単位の数になりました、向いている事業で話したところが業務のカテゴリーごとに分けてしまったのですが、そういった違いがある次第でございます。また、1,000台で足りるのかということですが、今現在は500台で実施している状況でございます、それを活用してどれだけ在宅勤務をされているのかということでは調査ができていない次第ですが、ただ、在宅勤務を県庁全体に、職員が7,000人ほどいまして、そのうち在宅勤務もできるとされているのが、今現在5,000人前後ですが、8月あたりのデータですがそのうちの約1割の職員が在宅勤務を実施している状況となっています。それで今後、500台から1,000台に増えますので、1,000台で足りるかどうかということでは、モバイルワーク端末の活用状況や在宅勤務もコロナとかそういった条件を除きますと、普段はワーク・ライフ・バランスの推進のためにやっていただくこととなりますので、必ずしも職員の半分とか、多くの方がやっていただく必要はないかなというように考えていますので、1,000台で足りるかどうかはモバイルワークの活用状況等を踏まえて、今後見極めていきたいと考えています。あとコメントでありましたペーパーレス化と押印の見直しにつきましては、特に押印の見直しは原則として、今年度中には押印の義務付けを福岡県内では原則として全て廃止するという方向で検討を進めているところでございますので、ご容赦いただければ幸いです。今後、しっかり進めてまいりたいと思います。

副会長：その他いかがでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございます。モバイルワークはきっとこれから時代としてはどんどん進めていかなければいけないと思うのですが、なかなか行政の中で進める場合に色々課題があるのかなという気がするのですが、実際にモバイルワークを進めていく上での課題としてどのようなことを認識されているのか、またそのような課題に対して具体的に対応された事例等があったら教えていただきたいで

す。それと、行政情報、例えば在宅勤務等で使う場合でも行政情報等を持ち出すというか、引っ張り出さないといけないと思うのですが、そのあたりの情報管理といったところは大丈夫なのかなというのをお尋ねしたいことと、モバイルワークで特にこういったものは向いているよというところで確信が持てるような内容があったら参考までに教えていただきたい。もう一つ、先程のご質問にもありましたが、これからモバイルワークと切り離せないのが電子決裁であるとか、文章保管等の文書管理においても、やはりペーパーレスや電子による文書管理等も一緒に導入していくということも課題になってくると思うのですが、たしか久留米市は完全に電子決裁に移行されていて、うちも文書管理等も全部、電子的に保管できないかということも検討しているのですが、そこについて県としては、具体的にそのあたりの対応のスケジュールの予定等があったら教えていただきたいなど。県の動きが非常に他の市町村にとっても気になる場所ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

県側：まず、モバイル端末を活用して工夫した点やこのように変えたという点ですが、まず在宅勤務をコロナ対応としてスタートした時点ですと、最初は90台しかなかったのですが、庁内のシステムにアクセスできないといったような声が結構ありまして、そういった点はモバイル端末を追加で500台に増やして、配布したところで一定程度対応できたかなというように考えているところです。また、庁舎との連絡ということで、例えば県議の先生方からも職場に連絡をして、その職員が在宅勤務をしていて、折り返し連絡くださいと言ったのですが、その職員がテレワーク中なのでなかなか折り返しの電話が来なかったとご指摘があったりもしましたが、そういったことについては、例えば個人の携帯電話から折り返し電話をかけた時に、そういった電話代を旅行雑費でしっかり支給しますよというところの周知もしたりして、ある程度改善はしてきていると思うのですが、そういったところが工夫した点でございます。それから情報管理につきまして、個人情報等については大量の個人情報を扱う仕事は在宅勤務ではできないということにしまして、また今後、本格的な在宅勤務の実施要領を施行するところですが、大体100件程度を目安に、100件以上の個人情報を扱うような仕事については在宅勤務にあまり適さないのではないかと考えております。それから文書管理についてですが、県庁でも電子決裁の利用率が低くとどまっている状況でございます。大体6%ぐらいしか電子決裁をしていないというのが現状でございます。次にシステムを入れ替えるのが令和5年の1月になりますので、そのシステム入れ替えのタイミングに合わせて、佐賀県は70%、80%くらいの高い電子決裁率を誇っていますので、そういった先進県の事例や、あるいは東京都も100%を今後目指すというようにいっていますので、そういった先進県の事例も踏まえながら、もう少し電子決裁率を向上できるように新システムを入れ替

えていきたいというように考えております。

県側：一点補足です。情報管理の部分ですが、モバイル端末はデータの閲覧はできるのですが、データの持ち出し等はできない仕様になっていますので、例えば端末を紛失したからといって、データが流出するといった危険性は非常に少ないという仕様になっています。

副会長：リモートで参加されている委員より、ご意見等はございますでしょうか。

委員：質問させていただきたいのですが、まずモバイルワーク導入における大切な事として、県庁内の利用知識や利用方法における意識強化の徹底やセキュリティに関する意識の向上というのが一番なのですが、そういったことが書かれていないので、教育に関する予算や、一番リモートワークをする時に閲覧できても実際に作業できないと、リモートワークの作業の効率は上がらないと思うので、作業できるようにするためには、セキュリティというところでの感じでシステム化するのではないということですね。利用者に対する意識向上というのが一番なので、そのあたりどのような費用を割いているのか、何か行っているのかなというところがここから見えなかったもので、ちょっと質問させていただければ。それから、利用するシステムが行政に関する縦割りが多くて、システムの利用方法をいう前に UI、UX の統一性が図られていないので、そこは効率がもの凄く悪くなっている。これは国もそうですが、そういったところがあって、横申しでしなればいけない仕事というものがリモートワークでできるようになっているのかというのが2点目。それから利用するシステムの ROM 設定はデータのアクセス権限があるのですが、先程閲覧しかできないと仰っていましたが、閲覧しかできないのではなくて、アクセスしないと仕事にならない場合、リモートワークを導入しても意味がないので、そのあたりはどのように何か関知されていないのかというところが気になっているところです。それからこのモバイルワークというものは深いのですが、この話だと評価しづらいなというところがあって、ただ端末を整備する場合、モバイルの導入になるというようにはなりませんので、そのあたりに関して福岡県として、どのようにこれをもって効率化になったということを考えていらっしゃるのか、今のこの内容では判断できなかったもので、そのあたりどのような体制で評価、県の中でまとめた指標を教えていただければ助かります。

県側：まず一点目の意識の向上といった点につきましては、端末が12月から1,000台体制になりまして、在宅勤務の実施要領が、これまで緊急的にコロナ対策で導入したものですから実施要領をしっかりと策定してなかったのですが、来月から本格的に施行するという形になりますので、職員向けに説明会を県庁内でも実施しているところでございます。それから、閲覧だけで作業ができないのかという点ですが、すみません、先ほどの説明で誤解をよんだのかもしれませんが、技術的なことを申し上げますと、県庁内のパソコンの画面をモバイル端末に転送する

形になっていまして、画面を転送して、その画面を見ながら作業できるので、例えばデータを閲覧するだけでなく、編集するといったこともできます。ただ、端末を紛失した場合には、元々画面を転送していただけなので、端末内には何もデータが残らない形になるので、データ流出の危険性は低いというように申し上げた次第でして、閲覧だけではなくて、編集とかそういったように県庁内にいるのと同じように作業することができる環境になっています。それからUI、UX、横申しといった点はわからなかったので、もう一度ご説明いただければと思うのですが。

委員：UIというのは実際に画面のユーザーインターフェイス。UXというのは実際に人々が使うための体験のことをいうのですが、要はシステムを使うときにストレスがかかっているかかかっていないか、本当はもう少し深いものですが、そのようなことをいいます。入力をするとか出力をするとか操作面のユーザーインターフェイスといった部分と実際に入力をしたり出力したりするところのやり方が、ものすごく作業のシステムの作りがやりにくい、ストレスがかかるといったところが効率をもの凄く妨げてしまっているのでは、そのあたりはどうなっているのかな、そのような見直しはされるのかなという感じです。モバイルワークをする場合、端末を置かれただけでは効率化は図れないので、そういったところも想定されているのか、モバイルワークを導入する時に色々なシステムについても検討されているのかなということをお聞きしたいと思います。

県側：今、そのシステムについては、例えばこれがモバイル端末でして、これで実際にログインをしている形になるのですが、県庁でデスクトップを使うのと同じように作業ができる次第でして。

委員：その仕組みはわかります。

県側：実際使いやすいかどうかということですか。

委員：システムの話ですよ。例えば何かを検索する、何かを入力するときはきっと何かの管理システムにアクセスすると思いますし、そのシステムの見直しをしないとモバイルワークでの効率化は図れないと思いますし、そういったことも一緒に検討されているのかなと思った次第です。

県側：専用のシステムといった形になりますと。

委員：県で使われるシステムですね。例えば納税関連のシステムですか。

県側：税務関連のシステムにつきましては。

委員：すみません。税務関連だけでなく、全体で色々あると思うのです。所属されている課によって色々なシステムをお使いと思うのですが、そういったものを使うのですよね。エクセルとかそういったものでアクセスするレベルですか。システムにはアクセスしない。

県側：システムにもアクセスできます。職員ポータル等を通じて庶務事務のシステムや

会計のシステムといったものにアクセスできるように現状しています。ただ、一定の税のシステムやマイナンバー情報については在宅勤務では扱えないということにしているので、税務システムなど縛りが入っているシステムについては、アクセスできないようにあえてしているという状況でございます。使い勝手、実際の体感みたいなことにつきましては、やはり今後しっかりアンケートといったところも実施していきたいというように考えていますので、そういったところで適宜改善していければというように考えています。

委員：クラウドもやるというようなことでしょうか。

県側：教育事務所の見直しのところでクラウド化を利用した教育事務所の給与事務の統合みたいなことは先程説明させていただきましたが、それ以外特にクラウドの利用は今のところは無いです。

委員：例えばカレンダーの共有とかメール。

県側：そうですね、メールは庁内のポータルサイトでウェブメールを使う形になってまして、それにリモート端末を使ってアクセスするって形になっているので、クラウドは今のところ利用していないですね。

委員：私も県の方とやりとりするのですが、やはり県庁に入らないとメールのやり取りができないと仰られたことがあって、個人のメールアドレスを作られてメールをやったりするといったことがあったのですね、つい最近までですが。それからスケジュール管理ですね、今回もモバイルでやらせていただいています。同時にカレンダーに招待するというのがクラウドを使っているとできますので、予定の招待というのが今民間では当たり前にお使いになられていますが、やはり行政となると途端にスケジュール管理と調整が難しくなるので、そういったところをクラウドで共有したり等ないのかなと思いました。

県側：メールにつきましては、以前はモバイル端末も無かったので、県庁外からメールをやったりする方法は一切無かったので、登庁するしかなかった状況ですが、今はモバイル端末を持っている人であれば、外からでもメールをできます。持っていない職員については別に共用なので使いたいと言えば使える状況ではあるのですが、それをたまたま持っていない状況でメールをしたいとなった場合は、登庁しないとできない状況でございます。それからカレンダーといいますか、スケジュールの共有ですね。そういったことには、今ポータルサイトを使って入力してということにはしているのですが、外部の方とそれを共有するという形になっていないので、どういったことができるかは、今後情報政策課とも協議しながら進めていきたいというふうに思います。

委員：一つだけ言うと、メールアドレスを交換するだけといった設定もありますので、公開する訳ではないですね。しっかり使い方をやれば業務効率化を図れると思いますので、そういったことをモバイルワーク試験導入というところでいっしょに

やられた方が、この後令和5年度にクラウドを見直しますといっても遅すぎると思うので、今のうちにやられた方が私は良いと思います。そこをどのように評価したらよいただろうと思ったので質問させていただきました。

県側：一方で外部の方と共有することになりますと、LGWAN ネットワークの中で全部納まっているという形になりまして、それを外と繋ぐことになると、私も複雑なことはわかりませんが、情報政策課等から反発される可能性もあるので、そのところを適宜、担当部局も交えて相談させていただければと思います。

委員：あとセキュリティに関しては、古い知識のままだとそのようになってしまいますので、ちゃんと最先端の新しい方を入れられるとよいと思います。

県側：わかりました。内部で相談させていただきます。

副会長：期待に応じて、厳しめのご指摘ありがとうございます。とてもこれで全て済む話ではないですが、全般な話になってこの1事業を超えてきますので、ここで一旦切りたいと思うのですが、いくつかあった指摘の中で、認識としては今やっと1,000台のモバイルを配り始めたという段階なので、かなりの初期段階ですね。普通は必要な人については1人1端末がないとなかなかできない時代だし、それからその中で本格的にシステムの共同化、標準化、クラウド化だとか、それか仕事の見直しをしていかないとなかなか難しいという中で、まだ極めて初期段階にあるというのは現状認識で持たざるを得ないっていうように思います。ただし初期段階なので、逆に言うと追いつくのも早いはずですから、今後馬力をかけてですね、このモバイルワークを進めていく上に関しても、システム全般の見直しをしていただきたいと思います。それで、成果指標の中でいうと先程から指摘がありました、やはりモバイル端末の平均稼働率が成果指標というのはいかにも厳しいと。今の流れで、これが成果指標といえるかどうかはありますが、基本的には、今いわれているのは在宅勤務比率ですね。これがどのぐらいかというのが1つのアウトプットの目安でよく使われます。ただこれが、民間企業も大分戻ってきていますが、行政が一時期、4月5月はかなり在宅にとどまっていたのですが、かなりの勢いで戻っていると。戻しているのはやはり、今の体制だとあまり有効にやれていないという理由があるから戻っているわけなので、本当に在宅勤務を進めてリモートをしていくなら、やはりその課題を解決していかないと恐らくうまくいかない。それが今のこの数字には表れているのだと思います。したがって、とりあえずリモートが1,000台配ったことが間違いだという人はたぶんいないと思うのですが、非常に初期段階で今後やっていかなければならないことがたくさん多い中で、成果指標の見直しも含めて、それから、この一事業だけで情報推進全体を見るのが難しいので、どういう形で切り取っていったらいいのか、少し他の事業に関しても、その事業全体を見ないとこの1事業だけ見て評価できないというのも結構たくさんありますので、その進捗の仕方も含めて、少

し見直していただきたいというように思います。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

事務局：続きまして、「外国青年招致事業（タイ語国際交流員の配置）」についてでございます。地域課から説明させていただきます。

（県側説明）

② 外国青年招致事業（タイ語国際交流員の配置）

副会長：それでは皆さんからご意見ご質問お願いします。いかがでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございました。福岡にいますと、タイのカルチャーがたくさん入っているというのを実感していきまして、タイ料理の美味しいお店がたくさんあって、やっぱりこういう事業が影響しているのかなとうれしく説明を伺いました。私もこのスキームがよく分かってないので教えていただきたいのですが、この事業は開始年度が平成30年となっていますが、福岡県がこのJETプログラムを始めたのが平成30年ということではよろしいのでしょうか、というのが質問の1つです。それと合わせて、成果指標で国際交流関係事業数を出していますが、これは事業に関わってもらふ事業者ということになるのですか。予算措置の事業計画となっていて、具体的にこの事業数というのはイメージがしづらくて、少し補足をお願いできればと思います。特に県及び市町村における事業数ということになっていますので、県の設定する事業以外に、市町村が立案する事業も入ってくるということになるのかなと思いきまして、そうすると県がやっている施策と、あと県が働きかけをするのかもしれないかもしれませんが、市町村の事業数との関連性がどうなったのか分からないので、少しここを補足で説明をお願いしたいです。あと、併せて目標の設定が各年7%増と指標の設定をされていますので、この7%毎年増やしていくとした設定の根拠や理由を少しご紹介頂きたいと思います。以上です。

県側：承知いたしました。最初のテーマの平成30年度からというのは、福岡県にタイ語の国際交流員を配置したのが平成30年度からということでございます。従来、英語と韓国語のCIRは配置していたのですが、やはり総領事館などができたという機運を捉えまして、よりタイと密接にやろうということでタイ語のCIRを配置しました。

そして2番目の事業数のイメージですが、これは県が行なっております、例えば、先ほど申し上げました青少年交流事業であるとか、タイに限らずいろいろな国と友好提携をやっているところ、江蘇省でありますとか、ベトナムのハノイ市でありますとか、そういったところと様々な環境分野での人材育成交流や観光誘客の事業など、いろいろな交流事業をやっておりますので、それも全部積み上げ

て数えた数でございます。

そして先ほどおっしゃっていましたが市町村それぞれに友好提携があったり、いろいろな交流事業をやっておりますので市町村レベルでも、例えば学校同士の交流があったりとか、いろいろな事業を行っておりますので、それも加えた数でございます。それで、県の事業に市町村の事業を加えた考え方というご意見ですが、県に配置されておりますC I Rは市町村が行っている事業にもいろいろな支援を行っております。例えば相談にのったりですとか、相手先との間に入ってあげたりとか、あと実際に交流団が来た時の通訳のアテンドなども依頼があれば行う場合もありますので、県内全体の国際交流の底上げをするという形で全ての事業数を掲げさせていただいております。

7%の根拠ですが、英語と韓国語のC I Rは従来からいたと申し上げましたが、この目標設定をしたのが平成21年度の時でございます。その時期に、大体毎年それぐらいの増加が見込まれたものですから、その数字を参考に毎年7%の増という目標を設定させて頂いております。以上でございます。

委員：丁寧にご紹介頂きましてありがとうございます。今の説明を受けましてコメントさせていただきたいのですが、国際交流関係事業数で、ベトナムなど全体のものがはいつているという説明で、今回の行政の事業評価という意味では、これタイ語の国際交流員の配置という括弧書きになっています。ですので、これ自体の数字は全体としての評価でしたら構わないのですが、タイ語交流員の部分というのは数字としてご紹介いただいて、この中のこれだけがこの事業ですという紹介が欲しいところでございます。今手元にあるかかどうかわからないのですが、そういう整理のほうがいいかと思えます。

あとは併せて、県と市町村のことで、県全体のことを考えて見ていくというご主旨は非常にわかります。わかりますが恐らく県が直接やる場合と、市町村にやっていただくところに派遣していく場合とでは、県がやれることは変わってくると思えます。ですから、ここは数を分けて、県が直接やっているものと、市町村に支援をしているもの、それぞれ県が、市町村が使いやすいような支援をやっておられると思うので、そちらの効果も見ていただく。県が直接やる方については、県が直接やる時のやり方とか工夫を見ていくという形で考えていった方が事業の成果として見やすいのかなと思えますので、御検討いただければと思います。

副会長：事務局いかがですか。

県側：ご意見ありがとうございます。事業数の挙げ方でございますが、タイだけに特化したものもあれば、タイを含んだ東南アジアというような、そういった事業もありまして、どのように数えるかというのはありますが、一応、今回の中でタイあるいは東南アジアということをはっきり打ち出している事業というのが、県が23件、市町村事業で10件ほどございます。この目標の設定の仕方としては、C

I Rの配置全体という形で、あげさせていただいているというのが現状でございます。市町村と別々に計上した方がいいかとか、その辺のところは検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

副会長：ありがとうございました。それでは、よろしいですね。それでは、次の事業をお願いします。

事務局：続きまして、「健康づくり県民運動事業」についてでございます。健康増進課から説明させていただきます。

(県側説明)

### ③ 健康づくり県民運動事業

副会長：それでは皆さんからご意見ご質問をお願いします。

委員：ご説明ありがとうございます。アプリの件でお尋ねしたいと思います。本年2月から開始されたということで、確かに県民に直接はたらきかけるような仕組みということで有効であるのではないかということですが、現時点で特典協力店を見てみると、北九州市で4つ、福岡市で6つ、久留米市で2つ、あと他の市町は調べていませんが、そのような状況であったり、あと市町村の機能に関しても7市町村が参加ということですが、まだまだこれからという状況かと思えます。こうしたサービスが重要なのは分かるのですが、例えば、民間や、あるいは他の公益団体等で類似のサービスを提供されているケースもあるのではないかと思うのですが、あえて県事業として実施しようとしたお考えと、せっかく作られたのであれば、それをより幅広く県民や、あるいは事業者、市町村に周知するのにどのような取組みをされているのかについて教えていただければと思います。

県側：まず、色々な民間団体が確かにウォーキングのアプリといったものを作っているもので、そういったところがあるのではないかというご指摘をいただいたことですが、国保の保険者努力支援制度というものがございまして、個人にインセンティブを付与すると県のポイントが上がるとか、市町村のポイントが上がるという制度がございます。そういった背景もございまして、平成30年度にそういった支援制度につながるようなアプリを活用してインセンティブを付与するような取組みは市町村単体ではなかなか難しいというところで、市町村から県でそういったものは考えられないかという声もいただいております。また県議会でもそういうことを進められないかというご意見もいただきました。そういうこともございまして、昨年度にこのアプリを開発するというで事業として始めています。そして、ご指摘いただきました特典協力店につきましては、今年の2月に配信は開始いたしました。特典協力店につきましては4月から特典協力店をどんどん増やしていこうという取組みをする予定でございました。ただ、コロナウイルスの

影響でそのあたりの営業活動が十分にできていないという状況であり、今の段階では事業者の皆さんが自分で気づいていただいたところにご登録いただいているという状況です。やはり魅力を高めるという点では、まず登録店を増やすという活動が必要だと考えておりますので、今年、補正予算もいただいておりますことから、そういった登録店を増やすために、チラシ等を作成しまして営業活動をやっていきたくと。年度後半になっていますが、そのあたりも進めていきたくと考えています。アプリの周知につきましては、10月15日現在で18,248件のダウンロードを頂いています。これはますます増やしていかなければならないというところで、私どもとしましては、そうやって興味を持っていただく何か、特典協力店は少ないけれども、何かしらメリットを持っていただくために、ウォーキングラリーのようなイベントをアプリの中で開始しまして、それで特典商品を付与するところを行ったり、今後も新規登録キャンペーンだとか、皆さんにたくさん歩いてもらいながら、活用していただきながら参加して、そして喜んでいただけるようなキャンペーンを実施し、アプリの登録を増やしていくということを考えております。また、市町村にまずこれを利用していただくということが重要だというように考えていまして、今、市町村との連携については、市町村を集めた説明会等を開催しております。今7団体とおっしゃられたかと思いますが、今現在21の市町がこのアプリを自分のところでも活用しながら、何かしら住民の皆さんの健康づくりに役立てていこうという動きをやっていただいているところでございます。このあたりはもっと市町村と連携して、アプリを活用しながらの健康づくりを進めていきたくと思っています。

副会長：その他いかがでしょうか。

委員：健康づくりについては、市町村の立場として言わないといけないかなという義務感から発言します。高齢化社会が訪れて、本当に保険財政も大変だ、何よりも一番大事なことは、いつまでも健康で元気で社会参加をしながら長生きする社会をつくるという、それは県全体にとっても、それぞれの市町村にとっても、まちづくりの一番根底に関わるので、これについてはしっかり投資をしていかなければいけない。特に県のスタンスと市町村の立場、現場は市町村なので、県の目標としてはいかに市町村と連携をして県全体のレベルアップを図るかということに尽きると思うのですが、この県民運動というところで、県の独自の取り組みみたいなニュアンスで感じられるところがあるので、今回はこういう指標で行かれると思うのですが、基本的に健康づくりの取り組み方としては、まさに市町村と一体にやるというところの事業設計というか、取り組みというか、そのあたりを考えていただくありがたいなというように思っているのと、やはり目標として特定健診や保健指導、どの市町村も目標として出していて、結局数字を出したけど達成するために何をやったということはあるまいのですが、それだけではなく

て、もう少し何かワクワクするような県全体としての目標がないのかなど。例えば健康寿命を日本一にするといったものや、医療費はどうか分かりませんが、とにかくそういう少し具体的な高い目標を県全体で掲げるような県のイニシアティブといいますか、そういうところで考えていただきたいなというところの意見をあまり関係ないかもしれませんが言わせていただいで終わりたいと思います。

県側：ありがとうございます。今日は県民運動の事業についてご説明をさせていただいたところでございますが、例えば市町村の皆さんと連携したというところでは、やはり現場は市町村でございます。その辺りの、例えば特定健診や保健指導のための保健師さん、現場の方々の能力の向上といったところでの研修の開催や、市町村の皆さんと一緒にやった事業なども他にやっているところではございますが、今仰っていただいたようにワクワクするような高い目標というところでございます。今、地道にまずは特定健診の受診を延ばしていくというようなところを市町村それぞれの実施率等を別途把握しながら、そのあたりをどのように実施率を上げていくかということでも考えていかなければならないということで、今特別に実施率上げてきているところの市町村の取組みを横展開するようなことも実施をしているところでございます。目標設定につきましては健康づくりの増進計画、県の健康増進計画がございます。令和4年度までの10年間の計画になっていきますが、その次の設定ということも今後、来年度から少しずつ準備が始まっていくわけでございます。そのあたりでご意見いただいたような目標設定については、検討協議をさせていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

副会長：よろしいでしょうか。今、ご指摘がありましたとおり、アプリも開発してここまでやってきているので、今コロナで一時難しい状況なので、恐らくすぐに方向転換ってことにはならないと思うのですが、今日出された意見の中では、今後成果指標の置き方ですね、要するに非常に高い特定健診受診率を書かれているので、事業者的には高い目標なのですが、県民一人ひとりから見ると、特定健診受診率を高めるというのは目標にならないので、何かもう少し個々人に訴えられるような、そういう目標を県民運動として掲げたらどうかというのが大きい見直し点の1つと。それと、皆さんのスマホもそうだと思うのですが、今はもうアプリだらけであまり頻繁に使わないアプリはすぐにアンインストールしてしまうという状況なので、それこそ今、どことどう連携して使えるアプリや使えるウェブにするかというのは、常に事業者としても見直ししていかなきゃならない時点になっていると思います。民間事業者等も含めてうまく利用していくのか、それと市町村と完全に提携してうまくやっていくのか。うまく使えるアプリやウェブにしていこうということも少し考えてくれということだったと思います。はい、ではよろしく申し上げます。以上です。

事務局：続きまして、「子ども支援オフィス運営事業」についてでございます。保護・援護課から説明させていただきます。

(県側説明)

④ 子ども支援オフィス運営事業

副会長：それでは皆さんからご意見ご質問をお願いします。いかがでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございます。私も本業として子育て支援をしており、いくつか知りたいことがあるため質問をいたします。相談件数の目標と実績を掲げていただいているのですが、この相談の内容はどういったことが多いのか、それからどんな方からの相談が多いのかというのを知りたいなと思っています。事業の有効性で考えると、子供に関する相談のみでなく、保護者の方からのお金や住まいなど様々なことに関して相談があって、それに対して支援をしていくということだと思うんですけども、事業の内容として、私も具体的な内容をあまり知らないのので、子ども支援オフィスという事業が実際にあったのかということと、例えば貧困家庭に関して言うと、今子供食堂とかあると思いますが、そういったものと全く違うような位置づけであるという認識でよかったですかね。もう少し具体的な運営事業の内容について、補足をいただきたいと思います。

副会長：事務局をお願いします。

県側：まず、どういう方からのご相談が多いかという話でございますけれども、基本的には保護者の方から直接相談に来られるケースが多いのですが、性別でいうと、4分の3以上が女性の方です。一人親の世帯の割合が44%とほぼ半分近くになっている状況でございます。

相談内容ですけれども、もともと生活困窮者の相談支援事業を使っているということもあって、お金の関係ですとか、仕事の関係、子育ての関係について悩まれて、相談に来られている方が多いというのが実態になっております。

その中で、子ども支援オフィスの役割でどういうことをやるかということもありますけれども、基本的に相談支援窓口ということになりますので、困られていることがあって相談に来られた方に対して、困られている状況に応じて、例えばいろんな支援制度を紹介したり、今のコロナの関係でいいますと、例えば、自粛要請で全く仕事がなくなってしまったとかいう時に、公的に一時的な生活費を借りられる制度が社協にあります、などの紹介をさせていただいたり、また子供の関係について言うと、子供の関係も学校と連携しながら見守りをしたりとか、場合によって、児童相談所の方と連携をしたりというようなことでここに相談に来られることによって、家庭も親御さんの状況、子供さんの状況に応じたいろんな支援制度に繋いでいくという場所だと考えていただけるとありがたいかなと思

ます。

委員：ありがとうございます。先ほど保護者の方からのご相談が多くて、その中でも一人親の家庭の方が多いというふうに、44%あるということですが、当然何かそういった傾向があるのかなというのは私もすごく肌で感じているところです。今回、1つとしては安心して子育てができること、そしてきめ細やかな対応が必要な子どもを支えるというところで、親御さんからの相談があって、親御さんの例えば生活の安定など、そういったことを図っていくと、当然、子供にも良い環境が整っていくというのは認識しています。しかし、親が思う課題と、実際貧困と向き合っている子供、実はすごく貧困とわかりにくくて、学校の中でも相対的な貧困というか、他の子供とちょっと比べるとやっぱりいろんな物が買えなかったり、洋服が買えなかったり、制服が買えないということで、学校生活の中で苦しんでいる子供がいると考えると、親が思っている課題だけでなく、子供が実際に困っていて、こういう子供が相談しに行く場所ではないですね。なので、総合計画においてきめ細やかな対応が必要な子どもを支えるという中項目を上げていただいているのであれば、そういったところがもう少し子供自身が親御さんと一緒に行ってもですけど、一緒にいるとなかなか親がいて言えないということがきっとあると思うので、そういった子供が発言できる心配事、相談事が発言できる場がもっと増えるといいのになあとと思います。これはずっと課題でもあったので、そういった場を設けていただきたい。

それと、先ほど聞き漏れたかもしれないし、聞き違いかもしれませんが、県内で5か所とおっしゃったのですかね。それは過疎地を含めてという事だったので、非常にまだまだ少ない窓口でもあるのかなという風に思ったりしている次第です。

県側：子供さんの直接の声をどう拾っていくかというのは、今学校でもスクールカウンセラーさんを置かれたり、ソーシャルワーカーさんを置かれたりと、いろんな取り組みをされていますので、そこで家庭の課題を抱えているようなご家庭があった場合に、うまくどうつないでいくのか、こちらのほうとどう連携していくのかというのも1つの大きな課題かなと考えております。

また、保護者の方からお話を聞く中でも、なかなか保護者自身が気づいてない子供の課題というのが結構ありますので、そういったところを相談する中で浮き彫りにしてそこに対応していくというところの子ども支援オフィスにおいて、子育て世帯ということでやっている大きな1つの理由なのかなと思っております。

委員：最後に1点だけ。成果目標の指標として、今日標と実績があがっていますが、こういう事業がどんどん進んでいって手厚くそういった方々を支援していくと、この目標の数字は当然下がってくるべきであって、下がってほしいなあと。実績としてとあがってくる数字も下がってくるのが最高の目標だというふうに認識

をしているので、どうぞ手厚く今後もよろしく願いいたします。

副会長：そのほか意見はいかがでしょうか。

委員：今の説明でちょっとお伺いしたいのは、子ども支援オフィスがワンストップで対応できるということで、今後相談機関として有効ということで運営なさっておられるようで、スキーム図に子ども支援オフィスと連携するのに、例えば保育所やお子さん達が通っている学校などが連携先として書いてありますが、お子さんやご家庭によって課題が非常に多様だと思えます。それで、1つだけではなくて、連携先の相互の協力やチームで対応するということが必要になってくるかと思えます。この支援オフィスのほうで、例えばこの連携先の中とのチームを作って対応するとか、連携するってところのマネージメントまでサポートするというような機能を持ってらっしゃるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

県側：どこが中心的な役割を担うかは、その連携する機関同士の中で、ケースバイケースのところもたぶんあるのだと思いますが、場合によって当然子ども支援オフィスが中心になることもありますし、また、場合によって要対協のようなところに子ども支援オフィスが入って一緒に支援をしていくというようなケースもございます。

委員：私も勉強不足のところはまだまだあるんですけども、見直し内容のところでは令和3年度において新規相談件数は落ち着く見込みという見込みをされていますが、私たちは事業もしていますので事業経営者としては、今年の12月に倒産件数が増えるのではないかという話がかかなり多く出ております。ということは、やはり来年明けてから、困窮する子供たちが発生する可能性も十分あるなというふうなことを危惧しております。

そのあとにも、非常勤の相談支援員を1名週3日で配置という形になっていますが、先ほど他の委員さんもおっしゃられたとおり、県内5か所というのはすごく少ないなという印象がありまして、そこも含めたところでの1名配置で果たして対応できるのかなというところを御質問させていただきたいなと思えます。

副会長：5か所というのは、町村の5か所ということですよ。

県側：はい。

副会長：それではお願いします。

県側：すみません。子ども支援オフィスについては、町村部分を対象地域としているということもあって、県内5カ所ということで運営をさせていただいております。来年度以降、相談件数が落ち着くという風にかかせていただいているのが、実は自立相談支援事務所の生活困窮者の相談窓口が、コロナ関係の例えば住居確保給付金という、いわゆる家賃の支援をする給付金があるのですが、その窓口になっていたり、生活費の社協の貸付の連携先の1つになっていたりということで、コロナの特例制度の利用者の方がすごくいらっしゃっている状況です。そういう意

味でいうと、この特例制度がいつまで続くかというのは国からの連絡にもよりますが、この特例の利用者という意味で言うと、ちょっと落ち着くのではないかと。ただおっしゃるように、景気の状態から考えるとおそらく厳しい状況ということがありますのでそこは一定程度、今まで以上に利用者は増えることを見越して、1名ではありますけれども相談員を増やそうということで、用意させていただいているということです。

委員：事業スキームについて1点お伺いしたいのですが、まず貧困の状況にある、または、陥る恐れのある子ども及び保護者が相談するところから視点が始まるというようなスキームに見えるのですが、福岡県で例えば世帯所得が一定以下の家庭にこういう事業があるよと広報活動が行われていたり、貧困の状態にあるけど、こういう制度を知らず、相談できずに困っていらっしゃる方を救い上げる何らかの施策がありましたら教えていただきたいなと思います。

県側：生活困窮者自立支援制度全体になりますけれども、当然、県のほうでも、様々なホームページや広報媒体を活用して広報はさせていただいておりますし、また、子ども支援オフィスという町村独自のところもありますので、町村のほうに、今広報を協力をお願いをしたりしています。あと、町村の教育委員会を回らせていただいて、学校でそういう気になるお子さんがいらっしゃった時に紹介いただけないかというような協力の依頼をさせていただいて、広報、周知をしているという状況です。

委員：もう1点ですが、他の委員からもございましたとおり、5か所という少ない事業所なので、例えばどこからテレワークではありませんが、リモートで相談できるような県の場所があったりすると相談員につなげたりとかいうことももしかしたらできるのかなと思いますので、1点目のモバイルワーク推進事業と兼ね合う部分もあるかもしれません、広く支援が行き届いていけたらと思います。

県側：今、子ども支援オフィスについて5か所ではありますけれども、資料の中にもアウトリーチとありますが、必要に応じて訪問させていただいたり、近くの役場をお借りしたりとか、なるべく身近なところということには心がけております。これからも、より相談しやすい環境をどうやって作っていくのかというのを検討していかないといけないと思っています。

委員：先ほどから出ている5か所が少ないという課題の点ですけれども、これはそもそも県の子どもの貧困対策推進計画、これは法定計画の努力義務だったと思いますが、これは現行法では、市町村でも作れるようになっていきますので、同じような考え方で同じような事業をやっているという関係性は県と市町村であろうかと思えます。

それで町村の部分については、県とうまく連携をしてやっていただく。それで、自治体の境界は生活圏にとってあまり大きな意味を持たない時もありますので、

個別に市がやっているところについても連携をして、全体として空白地ができないようになる体制を取っていただいて、うまく役割分担や連携していただくことで運営体制も効率化しますし、効果が上がるということになるかと思えます。この部分は少し丁寧に、ご対応とフォローアップをお願いできればと思います。

県側：ご指摘の通り昨年の法改正で市町村にも、子どもの貧困の計画づくりの努力義務化がされたということもありますので、これからどんどん市町村にも取組みを進めていただきたいと思っておりますし、そういう意味で県としても、どういう形で市町村を支援できるかというのは考えていきたいと思っております。

委員：スキームのところで1点だけ。できればというところで、今だと保護者の方、相談をする方から子ども支援オフィスのほうに行ってしまうというところ。相談窓口として、少ないとか、人員が1人しか週に3日しか配置できないとかいろいろある中で、例えば、保育園とか幼稚園、学校といったところに保護者から相談が来る、そこがすごく近いという距離感で言えば、そこも相談窓口として、そこからどうしたらいいのかを子ども支援オフィスのほうに幼稚園、保育園の方から相談するという図を1つ付け加えていただいただけで取りこぼしがすごく減るのかなという気もしますし、支援がすごく早急に必要かたもいらっしゃるでしょうし、長い時間をかけて支援をしていく必要もあるかと思うので、そういったところも一つ考えていただければと思います。

県側：子ども支援オフィスのほうにどういう形で相談をつなげていくかということで、役場や社協に相談をして子ども支援オフィスのほうにつながるケースというのが一番多いのですが、学校からも紹介をされて、こちらの方につながるというケースもありまして、ご指摘のように一番身近なところでは学校というところもありますので、そこの連携というのはできるかぎり緊密にやっていきたいと考えております。

副会長：ありがとうございます。ここまでとしたいと思います。それでは次の事業をお願いします。

事務局：続きまして、「障がい者雇用の促進を図るためのテレワーク活用事業」についてでございます。新雇用開発課から説明させていただきます。

(県側説明)

#### ⑤ 障がい者雇用の促進を図るためのテレワーク活用事業

副会長：それでは皆様のほうからご意見、ご質問をお願いします。

委員：ご説明ありがとうございます。大変有意義な事業だと思えました。一点質問ですが、なんとなく障がいのある方のテレワークのイメージとしては、在宅勤務なのかなというようなイメージがあり、通勤とかそういったところでバリアがあっ

て、在宅での勤務が可能になる必要があるのかなと思っていたのですが、今回、「こといろ」のテレワークオフィスのお話を聞きまして、目から鱗と申しますか、なかなか在宅でないとできない、通勤や体調の不安などがあって外では働けないという方が多いのかなという印象だったのですが、既に15ブース中12ブース埋まっているということもあって、どういった方が利用されるのかというあたりをもう少し詳しく教えていただければと思います。また、もし15ブースが埋まって、さらに希望があるようであれば、更にオフィスを増設していくことも考えていらっしゃるのかという点も含めてお話いただければと思います。

県側：このテレワークオフィスというのは全国の自治体初の事業でございまして、今までこのセミナーをやっていると、障がいのある方のテレワークのやり方が分からないといった企業の意見が多かったです。したがって、まずこの導入部分、いわゆる業務の切り分け等、あるいはIT機器とはどういうものかと、これを通じて最初に導入していただいて、大体半年くらいを想定しているのですが、これから在宅就労につなげていくと。まず半年間はこのテレワークオフィス「こといろ」で企業は雇用して、障がいのある方は働いて、そういった方が半年たったら慣れてきて、在宅で就労していけるように。そのため、半年後には、企業もそれから雇用者も変わっていくということも想定しています。どういった方が多いのかということですが、博多駅から近いところではありますので、障がいの中でも身体障がいの方や、精神障がいの方に御利用いただくことを想定しています。今後の状況ですが、私どもでは3年間はこの事業を実施していきたいと思っています。その後は、できれば民間に任せていきたいと。それで、テレワークオフィス「こといろ」なんですけど、結構、開所式はテレビや新聞などで報道されまして、全国の自治体から問い合わせがかなりきているところであります。あとNPOや民間団体等ですね。また、県内の市町村などの問い合わせがありますので、こういったのを先進事例として、県内市町村や全国に広げていけるかなとこのように思っています。

副会長：他にはございませんか。

委員：ご説明ありがとうございました。私も非常に大事な事業だと考えております。特に先ほどご紹介いただいた取組み、障がいがある方でも外に出て、対面で接する場所があるというのは大事なことで、こういう認識は特に今回のコロナの中で、上手にテレワークをしていく、自分の精神状態を維持しながらより活発にやっていくような取組みは非常に大事だろうと思います。事業費などを見ますと、かなり大幅に広げていくことが必要になってきた事業ではないかなと感じているところです。それで1つお伺いしたいのですが、見直しの方向性としては拡充という形になっているのですが、これだけ社会のニーズも変わり、事業への期待が変わり、内容も変わるってことになってくると、もっと幅広い事業として再構築とい

う仕組みに乗るといことはあるのでしょうか。ちょっと拡充と再構築の考え方の違いが分からないので、このような形で事業を幅広く展開していく時に、どのような見直しの形を取るのかということを少し教えていただきたいと思います。

県側：テレワークに関しましては平成30年度から実施していますが、それまでも職業紹介やマッチングなどを実施してきました、こういったテレワークの必要性もコロナの前から柔軟に働けるという重要性がありましたので、そういったテレワークの障がい者雇用というのを進めてきた訳ですが、今後こういったテレワークオフィスこといろを始めまして、合同会社説明会やセミナーなども含めまして、それから今度の9月補正では障がいのある方がテレワークで働けるような実習など、そういったものも組み合わせていますので、来年度も含めてそういったものを検討していかないといけないのかなというように考えています。

委員：内容は説明していただいて承知しています。行革の評価のスキームとしてかなり事業が拡充していく、拡大していくような場合、性質が相当に変わって、この状況だから変わっていていますよね。その時に、見直しの方向性の場合に、現状で拡充という時の判断基準と、新しい事業としてもっと大きくやっていく時の判断基準がどこで見ているのかについて教えていただきたいと思います。それが趣旨だったのですが、お答えできるのでしたら、事業の進め方として考えていただければと思います。

副会長：項目の付け方がほとんど拡充か改善なので、なんとなく終了で再構築という事業リスクを何かネガティブな印象を与えちゃうということなのではないでしょうか。だから帳票の作り方なのではないでしょうか。心理的にはおそらくそうでしょうけど。

県側：スキームとして捉え方でどちらで区分するかというのは、両方あるのかなとは思いますが、一旦終了ということでもっさらの状態にして、新たに事業を組み立てなおすというのが再構築という区分けにしている、既存分を充実発展させるというのを拡充という形にしています。そこはちょっと捉え方でどちらにしてもいいような場合があるのかもしれないですけど、今回は既存の方向で発展させるということで拡充という整理にしていると思います。

副会長：今回はとりあえずこの帳票で来ているので、いざ付けたとなると終了（再構築）はネガティブなイメージがあって付けづらいということがよくわかったって事ですね。あとリモートで参加されている委員から何かこの事業に関してコメントなどはありますか。

委員：どこまで評価したらよいかちょっと分からないので、ちょっと言いすぎるところもあるかもしれないところもあり、どういったらいいのか困惑しております、ただ事業の内容としては良いのではないかと思います。どのような障がいの程度の方を教育されるのかなというのは、企業としては採用する方としては知りたいなと思いました。そこが指標に入ると、より一層評価しやすくなるのではと

思いました。

副会長：障がいの程度も色々なので一言で説明しづらいかもしれませんが、どうでしょうか、今の質問に対して答えられる範囲でお願いします。

県側：平成30年度から法定雇用率の中に精神障がいのある方が含まれてきましたので、今はかなり精神障がいのある方の雇用が増えております。こういったテレワークに関しても、大勢の中で働くのが難しいとか、先ほど申しましたがコミュニケーションを取りながら働くのが厳しいと、そういった一人で、在宅で仕事をすれば、能力を持っているので働きたい人がいますので、そういった精神障がいのある方、もちろん身体障がいのある方で会社までの通勤が難しいという方もいますので、そういった配慮をしながらテレワークを進めてまいりたいと思っています。指標につきましても、ここで挙げていますのは参加者のうちの制度開始というのがありますが、テレワークで雇用される人数といったものも、今後検討していかなくてはいけないのかなと、こういったテレワーク事業にどれくらい障がいのある方が雇用されていったのか、そういったものも加味しながら、検討してまいりたいと思っています。

副会長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

委員：ご説明ありがとうございました。指標のセミナー参加者のうちの採用なさったところということですが、やはりまずはこういうものはもっと広めて、このようなことをやっていますというようなことを広めていくのが大事かなというように思っていますので、セミナーの参加者が平成30年度から結構増えてきたというお話でしたが、やはりセミナーの開催やセミナーの参加者を増やしていくというようなことは、やはりすごく大事なことはないかと。そしてそれが増えていくと、おそらく一定の割合で雇用する企業さんも増えていくのではないかとというように思います。それからもう一点は、これはもう障がい者雇用なので少し話がずれるのですが、部課として新雇用開発と書いているので。例えばうちの学生の中にはLGBTの学生などもいます。そうすると、やはりなかなか就職がすごく難しいです。セミナーなどを開催していただく時はそのあたりも含めて、なかなか出社が難しいかなという子もいますので、そのあたりまでアウトリーチを伸ばしていただくと非常にありがたいかなと感じています。二点目はちょっと再構築という話もありましたので、その時に合わせて少し御検討いただければいいところですね。

県側：セミナーの関係ですが、私どもも障がい者テレワーク雇用を皆さんに知っていただくことは大事だと思っていまして、当初始めたときは年間で100名くらい来ればいいのかと思っていたのですが、結構障がいのある方等にかかなり興味を持っていただいております、3年間で600名くらいが集まってきて、障がいのある方、企業、それから支援団体ですね。そういったセミナーを含めて、マスコ

ミや広報媒体を使ってどんどん周知してまいりたいと思っています。それから先程LGBTという話がありましたが、私どもは障がいのある方だけに限らずに広く、今はコロナがありますが、テレワークによる雇用、これを広く周知するという事で障がいのある方に限らずテレワークのセミナーを、今年度の補正予算で取りまして、7回くらい実施していく予定であります。これもできれば続けていきたいと思っていますので、そういった中で障がいのある方に限らず、テレワークという新しい働き方をどんどん県内に広めてまいりたいと思っています。

副会長：よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。次で最後になります。よろしくをお願いします。

事務局：続きまして、「高等学校不適応・いじめ防止対策事業」についてでございます。高校教育課から説明させていただきます。

(県側説明)

⑥ 高等学校不適応・いじめ防止対策事業

副会長：それでは皆さんの方からご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございました。1点ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、いじめられている生徒さんが例えば、ソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの方にも相談にいった、そこで事実が発覚して、解消していくというような通常こういう形をずっと繰り返しているわけですよね。ただ、そこに数字として上がってこないであろう、分からない、表に出てないいじめ等もあるのかなと認識していて、常々思っているんですけども、そのいじめられたお子さん、あるいは不登校のお子さんの支援も非常に大事で、この今の事業目標のところで、解消率とかがだんだん下がってきたりとかですね、そういうのは目標として非常に有効的であって、今後も続けていくことだと思うのですが、1点お願いがあるのは、いじめているお子さん、加害者と言うんですかね、そういったお子さんに対してのスクールカウンセリングっていうのはもう非常に効果的だと思っていて、そこがあまりご注目されていないので、ここをしっかりとサポートしていかないと根絶にはならないなと感じていますので、そこをもう少し、こういったところでなかなか出てこないの、それとお子さんがどういうふうになっていくのか、改善されているとか、そういうことが目標とか数字として現れてくると、根絶に向けた大きな課題なので、そういうところが見えてくると非常にありがたいと感じました。

副会長：事務局をお願いします。

県側：ご指摘ありがとうございます。いじめ加害者につきましても、スクールカウンセラーをはじめ、外部の専門家を活用してですね、さまざまな取組みを、学校だけ

では対応できない取組みについて、加害生徒それからその保護者に対しても、カウンセリング等を行っているところでございます。そして、いじめの根絶に向けてということで、いじめを生まない学校づくりということで取り組んできているところではございますが、いじめは文科省も話しているとおりで、どの学校でも、いつでも起こりうる状況だと。そのいじめを見逃さないための手立てとして、学校の教員だけでは不足している部分をこの外部の方、専門家を活用させていただきながら取り組んで参りたいと思っております。今後とも外部専門家と連携した教育活動を行ってまいりたいと思っております、よろしくお願いいたします。

副会長：その他いかがでしょうか、

委員：本事業につきまして、事業費のところですね。5番のところ箇所なんですけれども、歳出が令和元年の決算から令和2年の当初にかけて2倍以上に増えているのに対して、人件費の時間の部分ですかね、そこが減少をしているんですけれども、どういったところに令和2年度お金を掛けて、拡充をされていらっしゃるのか、詳しく教えていただけたらと思います。

副会長：事務局お願いします。

県側：歳出に令和2年度当初に大きく増額されているのは、スクールカウンセラーを全校配置したことによるものです。人件費が減っているというご指摘かと思っておりますけれども、申し訳ありません、今即答できない状況で、ちょっとお調べしてですね、別途お答えさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

副会長：普通では外部に委託したりすると事実上減るんですけどね、これはちょっと僕も実情はわかりませんので。はい、その他いかがでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございました。事業目標に関してなんですけれども、いじめに関しては、解消率が目標になっていまして、よくいじめゼロではなく、いじめ見逃しゼロと言われていると思うんですけども、不登校に関しても、不登校生徒の在籍率ということで、なんとなく不登校自体がネガティブなイメージに捉えられるのではないかという懸念もあって、目標達成状況のところには不登校から継続して登校できるようになった割合は全国的に高く、また改善傾向にあるとありますし、できれば無理して学校に通い続けるよりは不登校という選択肢もあるよってことを、子どもに示すのも大事だと思いますし、不登校生徒の在籍比率で目標を計るのではなく、不登校放置ゼロではないですけど、不登校の状態からきちんと対応して、来れるようになることが目標かって問題もあって難しいところでもありますけど、少なくとも不登校生徒の在籍比率で目標を図るよりは、改善されたというところに、何か視点を移したほうがいいのかと思います。

副会長：事務局お願いします。

県側：ありがとうございます。基本的には委員おっしゃったとおりでございまして、不登校は放置するものではございません。高校においても、電話であったり、家庭

訪問であったり、あるいは宿題を家に持っていったりとか、様々な方法で学校とつながりが切れないようにですね、常にそれは各学校で気を配って頑張っているところがございます。そして、必ずしも学校に戻す必要はないのではないかと、いう御指摘もありまして、それも、強制的にやると逆効果になる場合がありますので、そういう議論が今ありますが、こと高等学校に関しましては、全日制という高等学校を目指して、入試を受けて、限られた定員の中で落ちた人もいますので、受かって全日制のために来るんだと、通学するんだという意欲を持って一旦入っていただいている訳ですので、私も設置者としては、あくまでも学校に復帰していただくこと、やはり高等学校ではですね、ちょっと重視、ウエイトを置いて指導させていただきたいとは思っております。学校復帰を前提に、その学校復帰への意欲を喚起するような努力、そこにある意味先程おっしゃったような強制的なものが入らないようにしたいと思っております、あくまでも高等学校においては学校復帰を前提に、まずは指導をさせていただきたいと考えております。

副会長：それでは次お願いします。

委員：ご説明ありがとうございました。3番の事業目標等のところで、いじめの解消率ですが、スクールカウンセラー等を配置なさっているわけですが、なかなか増減しているというか、平成28年度は少し違いますってようなことが書かれていて、前の指標です、ということが書かれているのですが、平成29年度から見ても、かなり落ちてきている感じがするのですがそのあたりはどのようにお考えになって、つまり、この効果としてどのようにお考えなのかということについてお伺いします。以上です。

副会長：事務局お願いします。

県側：いじめの解消も、いじめをまず認知して、数多く認知していじめ解消に向けて取り組むというのはすべての学校が行なっているところがございます。いじめの解消率が下がっているということもございますが、平成30年にいじめの解消の定義が変更になりまして、いじめの解消につきましては、いじめが解消したということを一定期間おいて、確認するということが、解消の定義として、出されております。その中で、一定の期間というのは少なくとも3ヶ月以上みて、解決を見なければならぬということが言われておりまして、例えば年度末にいじめが見つかった、認知した場合に、解消が3ヶ月以上を見ないといけないという定義に基づきますと、この出ている数字はあくまでも年度内に解消したものということでございますので、年度内に解消が物理的にできないというものの中にはございます。そういうところからですね、いじめの解消率の数値が若干下がっていらっしゃる場所ではあるんです。学校としては丁寧に、また年度を越えて、例えば1年生の時にあったいじめであっても、人間関係をずっと見ながら、卒業まで見守っていきますという学校もございますので、一概にその数字だけでは読み取れない

ところもあろうかと思えます。解消に向けて、すべての学校が組んでいるところには間違いございませんので、数字だけではちょっと表せてないところもございまして、その点はご了承いただければと思います。

委員：一応これが目標ですからね。

県側：少し、補足させていただきます。解消件数は母数が認知件数になるわけですが、認知件数が全体で百何十件というレベルですので、どうしても母数の関係で他の指標と比べて数値が動きやすいという面もあるかとは思っています。

副会長：よろしいですかね、はい、どうぞ。

委員：この事業と少しずれる話になってしまうかもしれないのですが、残念ながらいじめの発端となったり、舞台となったりする場というのは部活動の場というのも1つあり得るのではないかと考えられます。今、部活動の指導のあり方が全国的に大きく見直されていくという状況の中で、教員の関わり方も変わってくるということかと思えます。そうした部活のあり方というのが、その変化がですね、いじめの早期発見に何らかの影響があるお考えかどうかという点と、あと、もし関係性がありそうであれば、そうした地域からですね、部活動の指導に関わっていただく方へのいじめの早期発見ですとか、それを助長しないような指導というか研修ですね、そういったようなことは行なっておられるのかというのを教えていただければと思います。

副会長：事務局お願いします。

県側：部活動に関わる外部指導者に関する研修は、体罰の防止、いじめの防止含めてやっておりますが、所管が別の課にはなるのですが、そこはやらせていただいております。部活動との関係で、いじめへの認知ということでございますが、部活動に関しては、特に、運動部活動については、担当する部活動顧問が事故防止も含めて、丁寧に見守りを続けながら、活動を行うということ、それから部室の管理等につきましても、いわゆる環境の整備といった面からですね、部活動の担当の職員がしっかりと部活動の部室の管理も含めて、やっていくというようなことをですね、今までもやっております、今後もやっていきながら、そのいじめへの早期認知ということで取り組んでいきたいと思っております。

副会長：その他よろしいでしょうか、お願いします。

委員：私も教育事業に関わっているので、いろんな高校生からご相談いただく中で、まず、いじめと不登校って別の話ですよ、っていうのが1点です。なので、いじめが中心でこの事業構成されていますが、スクールカウンセラー、いじめに関することだけではないはずなので、いじめって全部言っちゃっているのがちょっとなと、それから学校不適應の問題も、もうちょっと細分化をしないといけないと思っていますので、そのあたりも指標に入れないと、いじめ解消率だけでできないことと、あと中退率、不登校生徒の在籍比率っていうのだけでは指標として図り

にくいかなと思います。なんでかという、総合計画の10の項目のところに、子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけることですか、豊かな心をもってですか、いろいろそういうこと書いているんですけども、そこに沿っていないのかなと感じています。そこらへんの数値っていうのは、教育庁さんの方でお持ちなのでしょうか、というかそこはもうちょっと細かく分析されていらっしゃるのでしょうか。

副会長：事務局いかがですか。

県側：まず、不登校といじめは違うとそういう御指摘がございましたけど、それはまさにそのとおりでございまして、この事業のタイトルもですね、確かに不登校という言葉が出てきていないんですが、「不適応」という表現をしております。というのは、不登校もいじめも根っこは共通する部分が実はたくさんありまして、あと、共通する対応の仕方、組織的に教員がアンテナを高く張って対応するとか、あるいはスクールカウンセラーだとか、外部の専門スタッフを使って対応するという共通的な部分も多くあります。ところが先ほどもご指摘あったようにですね、いじめに対するアプローチと不登校に対するアプローチはもう、かなり違ってまいります。したがってご指摘のとおりで違うんですが、共通する部分もかなり多いので、事業を構築する上では一括りにした方が効率的といいますか、そういう面もありまして、事業としては一括りにしておりますが、現場では先ほど申しましたような意識でやっているところがございます。それからデータを持っているのではないかとご指摘があったんですが、少し聞こえにくかったんですが、どのようなデータですか。

委員：不登校に対する理由っていうことデータの等々をきちんと把握されているのか、学校によっても違うと思いますし、学校の文化ですか、学校のレベルでも理由も違ってくると思いますので、県内の高校のそれぞれの理由っていうのを学校ごとに把握して、分析されているのかどうかということをお聞きしたかったです。

県側：今回の指標、データを出すときに、生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の課題に関する調査ということでやっておりまして、これを各学校からどういう理由で、というところですね、データを出していただいております。学校ごと、学校の文化でその違いがあるかと言いますと、なかなか一概には言えないところもあるんですが、学校ごとでどのような理由でというところではある程度つかんでおります。したがって、それぞれの学校で、教育委員会としましても、年に3回程度指導主事を派遣してですね、中退それからいじめ、不登校に関する問題に対して、問題意識を持って、学校に取り組んでもらうというようなことを指導しておりますし、これからも指導していこうと思っております。以上でございます。

委員：あと、1点なんですけど、教育の話の前に障がい者のテレワークの話があったん

ですが、その内容と今回、学校に行かないといけないということで乖離があるなと思って、障がい者は家でテレワークしてもいいと言っているけど、色々な理由があって学校に来れない不登校の理由もあると思うので、それは、それでも無理やり学校に来なきゃいけないというのは、制度自体が乖離しているのかと思ったので、オンライン授業とか GIGA スクールとかに私関わっていますけど、そういったことと学校改革と合わせて事業検討して、指標を設定すべきなのかなと今回思いました。学校に来れない子はオンラインで対応するとか、これは、先程の障がい者の話もありますけど、障がい者の子供の支援ですとか、あと、病気の子供の支援とかっていう学校に来れない理由、それから学校に行きたくないと思っているけど授業は行きたいって言っている人達って、かなり救えるのかなと思っているんで、いじめで人には会いたくないけど、家からは授業受けたいなどかいうことがあれば、わりと支援策になるのかなと思ったので、いじめの解消という指標とともに、この子供と若者が夢を抱き、将来向かって羽ばたけることっていうことに対する対応策として、検討していただいて、来年度事業計画とかに入れられてはどうかという感じだったので意見させていただきました。

副会長：事務局いかがですか。

県側：ありがとうございます。オンライン授業、オンライン学習についてのご指摘がありました。このコロナ禍において、県立高校でも臨時休業が結構長引きまして、その間一部の学校では、同時双方向の授業をオンラインでやった学校もありまして、私も視察をしましたが、かなりの可能性は感じました。工夫と熱意によって、かなり質の高い学習支援はできるなあととは思いましたが、それで全て今全日制の高校がやっている教育活動を代替できるかと言うと、やはりそこまではまだまだ課題が多いなあと考えておまして、県教育委員会としましても、今後、臨時休業中の対応だけでなく、日ごろの授業においても、ICT化を積極的に進めるつもりでおりますが、その場においても、今までの対面授業で蓄積したノウハウ、教育指導方法と新しい技術をミックスさせて、最適なミックスを追求しようという姿勢でおります。それが基本的な方針でありまして、それと、先ほども申しましたように、こと高等学校におきましては、入学定員がある中で入学試験を受けて全日制に行きたいんだ、通学したいんだという意欲を持って来られたお子さん方でございますのでまずは、やはり学校だし、どうしたら学校に復帰できるか、全日制高校の学校教育を送れるかっていうことを、しっかり理解しながら対話を重ねながら、どうやったら学校復帰できるかというスタンスは維持させていただきたいと考えております。ただし不登校に陥っている生徒さんへの関わりを持つツールとしてですね、今回のコロナのおかげでといいますか、かなり学校側もですね、いろんな知識やスキルが増えました。ZOOM を使ったり、youtube を使ったり、いろんなスキルアップをしておりますので、不登校生徒さ

んへの関わりを持つツール、手段はこれで増えたなど考えておりました、そういうものを積極的に活用していきたいと考えております。

副会長：ありがとうございました。先ほど他の委員からも色々ご指摘ありまして、いずれにしても、義務教育のみならず、高校でも不登校の子どもが増えているのは間違いないので、この人たちに対して多様にうまく対処していくっていう方向は同じですけど、その時の目標の考え方ですね、事務局の答弁がありましたけど、多分この成果指標を最初設けた時よりはいろいろ多様にあるんですが、原則をどこに置くかということも含めてですね、指標の置き方とその基本方針は連動しているところがあるので、それこそ、次期計画に向けて、どのような体制や成果がいいのかってのは少し長期的な観点から検討していただけたらと思います。はい、今日はありがとうございました。それでは、もう時間が過ぎてしましまして、利島会長ほどの威厳とパワーがなかったので、少し伸びましたが、皆さんと良い意見交換ができたかと思います。次もよろしくおねがいします。それでは、進行を事務局の方にお戻します。

事務局：本日は大変熱心に御審議いただきどうもありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいた貴重な意見や御指摘を踏まえまして、検証や工夫を行い、より有効で効果的な事業の実施に向けた取組みを進めてまいります。これで本日の審議会を終了させていただきます。最後に、次回の第2回行政改革審議会の日程でございます。次回は11月6日金曜日の9時30分から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。内容は外部評価についてでございます。また、次回はリモートでの開催を予定しております。事前に、接続テストを行いますが、リモートでの開催は初めてのため、いろいろ不測の事態もあるかと思われそうですが、どうぞよろしくお願いいたします。以上で、令和2年度第1回行政改革審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。